JR連合 政策News

第284号

2016年12月9日

与党「2017 税制改正大綱」に

JR連合からの要望事項が反映!!

12月8日、与党(自由民主党・公明党)は「平成29年度税制改正大綱(以下、「2017税制改正大綱)」及び「平成29年度予算編成大綱(以下、2017予算編成大綱)を決定・公表した。

とりわけ、税制に関しては、2017 年3月に適用期限切れを迎えようとしている「JR北海道・JR四国・JR貨物の経営の根幹を支える極めて重要な税制特例措置(二島特例・承継特例・買換特例)」や、「JR各社に共通の各種税制特例措置の適用期限延長要望(旅客新車特例や石油石炭税の還付措置等)」のJR連合要望事項が反映された。

2017 税制改正は、2012 税制改正(5年前)により継続適用されていた「三島特例」や「承継特例」等の重要な税制特例措置が適用期限切れを迎えようとする極めて重要なタイミングであり、JR連合は各単組と連携を強化し、昨年度よりこれを見据えた取り組みを開始した。交通重点政策への反映や国土交通省要請・意見交換に加え、組合員・家族等による「署名活動」や地方議会での「意見書採択」の取り組み、政党や交運労協を通じた働きかけなど、総掛かりの活動を粘り強く展開してきた。そして「JR連合国会議員懇談会」や「21世紀の鉄道を考える議員フォーラム」の所属議員等と密に連携を図りつつ、あらゆる機会・手段を活用しながら各方面への理解を求め、働きかけを行ってきた。11月16日には麻生財務大臣へ、11月21日には高市総務大臣へ、そして11月22日には石井国土交通大臣への要請行動を行い、JRで働く者としての声を代表して政府へ直接訴えた。こうした取り組みを経て、12月8日には、民進党税制調査会においても党の重点要望に我々の要望事項が盛り込まれることが決定され、政府へ要請が行われた。

組合員・家族等の署名 68. 407 筆を集約! 地方議会における意見書採択 67 議会を実現!

今要望事項の実現の持つ効果は極めて大きい。これらが各社の経営の根幹を支え、働く組合員の利益に繋がる。加えて、JR会社とともに歩むグループ会社、そして地域経済・社会の維持・発展にも直結する。各種税制特例措置の多くは地方税(固定資産税等)であり、地方の貴重な財源だが、地方議会で採択された意見書はまさに地方自治体の代弁であり、地方は自らの単なる財源要求ではなく、JRの経営安定、そして地方路線の維持・発展を求めたと言える。全国の地方の声や各地の組合員・家族からの想いが、このたびの大綱への反映に結実したのである。

一方、JR北海道・JR四国・JR貨物については依然として厳しい経営状況にあり、課題は山積している。JR連合は引き続きJR責任産別として、加盟単組や我々の政策活動への理解ある国会議員・地方議員とともに、政策課題の解決に向けた取り組みを展開・強化していく。

なお、同税制実施に際しては法律改正を必要とするため、年末に政府としての最終案が閣議決定された後、来年の第193通常国会において予算編成とともに審議されることになる。JR連合は気を緩めることなく、円滑な国会審議を要請していく。

~2017税制改正大綱の内容(JRに関係する主たる内容を抜粋)~

税制改正大綱より関係部分を記載(https://www.jimin.jp/news/policy/133812.html)

P. 55

(15) JR二島・貨物会社の承継特例 ⇒5年延長

(15) 国鉄改革により北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長する。

(16) JR二島特例 ⇒5年延長

(16) 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を適用する。

P. 56

(21) 首都直下・南海トラフ地震特例 ⇒1年延長

(21) 鉄軌道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を1年延長する。

P. 59

(3) 新車特例(旅客) ⇒対象車両に係る環境要件を見直して2年延長

(3) 鉄軌道事業者が取得する新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象車両に係る環境要件を見直した上、その適用期限を2年延長する。

P. 90

(12)③ 買換特例は対象車両の要件を見直し ⇒対象を電気機関車に限定して3年延長

③長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産のうち鉄道事業用車 両運搬具を貨物鉄道事業用の電気機関車に限定する。

P. 105

4(3) 石油・石炭税 ⇒3 年延長

(3) 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置の適用期限を3年延長する。

P. 16

7 災害に関する税制上の措置 ⇒常設化

7 災害に関する税制上の措置

災害が発生した際の被災者や事業者への対応については、国税通則法、災害減免法や各税法において、申告、納付期限の延長や、税の減免などが措置されている。また、地方税については、地方公共団体による条例減免も行われてきた。その上で、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の際には、特別立法等により、追加的な税制上の対応を行ってきた。

このように、きめ細やかに対応するとの考え方の下、被害の状況や規模などを踏まえ、これまで災害ごとに税制上の対応を検討してきたところである。しかしながら、近年災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きに遅れることなく税制上の対応を手当てする観点から、災害への税制上の対応の規定を常設化する。